

## 横浜市金沢産業振興センター体育館等動力制御盤更新工事 特記仕様書

1-1	件名	横浜市金沢産業振興センター体育館等動力制御盤更新工事
1-2	履行場所	横浜市金沢産業振興センター
1-3	履行期間	契約締結日から令和4年3月25日まで
1-4	工事の目的	動力制御盤設備が経年劣化し、機能低下になり機器の操作不能の恐れがあるので、更新工事を行う。
1-5	現場責任者	現場責任者は、高圧・低圧電気設備の取り扱いに精通した者とする。
1-6	設備機器	設備機器等の仕様は、次のとおり (1) 体育館器具庫各種ファン動力制御盤 PD-1-A (Aichi製) パネルネル基板：1式 ア MCCB : 3P225AF×1、3P50AF×1、2P50AF×1 イ 補助リレー：8個 ウ MS : 2.2Kw×1 エ TB : 約30個 オ その他 : 1式 (詳細は図面参照) (2) 体育棟体育館給気ファン動力制御盤 PD-2-A (Aichi製) パネルネル基板：1式 ア MCCB : 3P225AF×1、3P50AF×1、2P50AF×1、 イ 補助リレー：5個 ウ MS : 18.5Kw×1 エ TB : 約20個 オ その他 : 1式 (詳細は図面参照) (3) 体育棟体育館排気ファン動力制御盤 PD-2-B (Aichi製) パネルネル基板：1式 ア MCCB : 3P225AF×2、2P50AF×1 イ 補助リレー：6個 ウ MS : 18.5Kw×1 エ TB : 約20個 オ その他 : 1式 (詳細は、図面参照) (4) メイン棟ホール排煙機動力制御盤 EPC-3A (Aichi製) パネルネル基板：1式 ア MCCB : 3P100AF×1、MCCB : 2P50AF×1 イ 補助リレー：6個

ウ MS :11Kw×1  
エ TB :約10個  
オ その他：1式（詳細は、図面参照）

1-7

交換部品

交換部品は、次のとおり

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 1-6の設備機器の撤去・交換     | 1式 |
| (2) 動力制御盤、電灯分電盤内の取付金物類 | 1式 |
| (3) 配線・雑材料             | 1式 |
| (4) その他                | 1式 |

1-8

適用範囲

現場の施工に際し、下記の点に注意すること。

本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、工事受注者の責任において全て完備すること。

1-9

疑義

本仕様書に定めた事項について、疑義が生じた場合は(公財)横浜企業経営支援財団(甲)と協議を行い指示に従うこと。

また、工事施工中に疑義が生じた場合にも、その都度書面にて甲と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

1-10

現場の施工

設計図書並びに甲の承諾を受けた実施工程表、施工計画書及び施工図等に従って行うこと。

また、本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。

(1) 工事の施工について

ア 本工事は、振興センターのテナント・利用者の状況を勘案して、全停電日を設定し、全停電作業を工事工程に従い数回に分けて安全に工事を実施すること。

イ 既存の低圧動力制御盤、照明分電盤の機器更新に伴い撤去品の処分をすること。

ウ 新設の低圧動力制御盤、照明分電盤等機器の据え付け、設置、機能試験をすること。

エ 設置機器設備の配線の撤去及び布設を実施すること。

(2) 安全管理

ア 工事の施工にあたっては常に最新の注意を払い、労働安全衛生法等を遵守し、公衆及び作業者の安全を図ること。万一人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、事後対応すること。

イ 工事中適切な人員を配置し、現場内の整理整頓及び保全に努めること。

ウ 工事施工中に事故が発生した場合は、ただちに適正な措置を講ずるととも

に事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について速やかに甲へ報告すること。

エ 重要な工作物に接近して工事を施工する場合は、あらかじめ保安上必要な措置及び緊急時の応急措置並びに連絡方法等について監督員と協議し、承諾を得ること。

オ 危険物を使用する場合には、保管及び取扱いについて、関係法令に従い万全な方策を講じること。

カ 危険物を使用して工事を施工する場合は、あらかじめ監督員に使用許可願いを提出し、承諾を得ること。

キ 工事現場へ立入を制限する必要がある場合は、監督員の承諾を得て、その区域へ適当な柵を設けると共に立入禁止等の必要に応じた表示を行うこと。

(3) 現場管理

整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

また、本工事は施設を運転しながら工事になるため、点検整備に支障が生じないように十分配慮すること。

(4) 仮設

本工事に必要な電源は、既存設備より供給する。

(5) 発生材の処理

発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に従い、適切に処分すること。

必要に応じ、マニフェストを提出すること。

(6) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、監督員と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

(7) 工事終了後の措置

工事完了に際しては、仮設物を取り払い、当該工事に関連する部分の残材は速やかに場外に搬出するとともに、後片づけ及び清掃を行うこと。

(8) その他

ア 工事期間中は、来館者に支障がないように工事を施工すること。

イ 工事車両は、指定された場所に駐車すること。

ウ その他は、監督員と打合せの上、施工すること。